

中国によるフェンタニル関連品目の輸出規制の強化等について

- －米国、メキシコ及びカナダ向けの輸出規制対象に3種類を追加
- －麻薬製造に使用されるリスクのある8種類の化学品の違法流出防止のための警告を公表（国家禁毒委員会弁公室）

2026.5.26

CISTEC 事務局

5月22日、中国商務部等5部門は、米国、メキシコ及びカナダを仕向地とする麻薬原料等の輸出について、特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定に基づき、新たに1-tert-ブトキシカルボニル-4-オキシ-3-ピペリジンカルボン酸メチルエステル等の3種類を輸出規制の対象とする旨を発表¹した（2026年5月22日施行）。

また、同日、国家禁毒委員会弁公室は、 β -プロモエチルベンゼン等の8種類の化学品について、違法流出により麻薬製造に使用されることを防止するための警告²を公表した。

1. 背景

フェンタニル関連物質の米国への流入問題については、昨年、米国が中国に対し、20%の関税を課していたが、その後の米中貿易協議³において、フェンタニルの製造に用いられる前駆物質の米国流入を防止することが合意され、米国は関税を引き下げ（10%）⁴、中国は、米国、メキシコ及びカナダ向けを対象としてフェンタニル関連の13種類の化学品の輸出規制等を発表⁵（2025年11月10日付）していた。

¹ 「商務部等5部門关于调整《向特定国家（地区）出口易制毒化学品管理目录》的公告」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026年5月22日）[別添1](#)※CISTEC 仮訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_fd260389389f47adbda5bfb1eb6b824d.html

² 「国家禁毒委员会办公室发布通告防范八种化学品流失用于制毒风险」（中華人民共和国公安部サイト警務情報・公安要聞 2026年5月22日）[別添2](#)※CISTEC 仮訳

<https://www.mps.gov.cn/n2253534/n2253535/c10476465/content.html>

³ （CISTEC 解説）米国大統領府発表：米中合意についてのファクトシート

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20251105.pdf

⁴ 米国最高裁において、米国が中国からの輸入に課す相互関税（10%）及びフェンタニル関税（10%）が違憲と判決され、本年2月20日以降、通商法122条に基づく10%の関税が一時的に7月24日まで課されている

⁵ 《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録》《特定国家（地区）目録》の調整に関する商務部等5部門の公告（CISTEC 仮訳）https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250305.pdf#page=19

同日には、国家禁毒委員会弁公室が「麻薬製造用物品と非管理対象の麻薬製造可能化学品及び設備の流出防止に関する国家禁毒委員会弁公室の通告⁶」を発表し、刑法や税関法等の関連法規の遵守や、非管理対象の麻薬製造に使用可能な化学品や設備の生産、販売、輸送及び輸出入に従事する団体に対して、内部管理制度の構築や、関連書類の保存、海外買主の資格の厳格審査（高額注文サンプル試験を名目に誘導する不正取引に警戒）を行うなどの注意喚起を発表していた。

今回の措置について、先日の米中首脳会談⁷を受けたものであるかどうかは明らかではないが、いずれも昨年措置された上述のフェンタニル関連物質の流入問題に関連するものとなっている。

また、湖北省では、昨年12月に公安部の特別業務計画に基づき、フェンタニル前駆体等の化学品に関連する違法・犯罪行為に対して特別取締りを集中的に実施しており⁸、本年2月現在、フェンタニル前駆体化学品に関連する事件を計22件処理するなど発表している。その中には、米国麻薬取締当局（DEA）からの情報提供に基づいたものもあるとされている。立件・捜査における調査結果においては、国外に国家の管理対象となる麻薬・向精神薬のみならず、麻薬の製造に使用可能な非管理対象の化学品を販売し、違法に利益を得ていたとされており、こういった動きも今回の措置に関連していると思われる。

2. 今般の措置の概要

① 米国、メキシコ及びカナダを仕向地とする麻薬原料等の輸出規制について

今回の措置において、以下の3種類の化学品が特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定に基づく「特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録⁹」付属文書1の第一部分（13品目→16品目に増加）に追加された（詳細は、別添1を参照）。

⁶ 国家禁毒委員会弁公室が通告を公布 関連企業および個人に麻薬製造用物品と非管理対象の麻薬製造可能化学品および設備の流出防止を注意喚起（CISTEC 仮訳）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250305.pdf#page=24

⁷ （CISTEC 解説）米中首脳会談の概要（2026年5月14日～15日）（再改訂版）（2026.5.21）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260515.pdf

⁸ 湖北省、フェンタニル前駆体などの化学品に関連する違法・犯罪に対する特別取締りを実施（湖北省人民政府サイト）https://www.hubei.gov.cn/hbfb/bmdt/202603/t20260320_5895953.shtml

⁹ 同目録の内容は、輸出管理法、両用品目輸出管理条例等に基づく、（両用品目・技術輸出入許可証管理リストのうち）両用品目・技術輸出許可証管理リスト中の「三、易制毒化学品（有毒化学品前駆物質）（二）」に掲載されており、これらの品目を米国、メキシコ及びカナダに輸出する場合、輸出管理法、両用品目輸出管理条例等に基づき、輸出許可申請が必要となる。本リストは毎年12月末に改正され、昨年11月に発表された、米国、メキシコ及びカナダ向けのフェンタニル関連の13種類の化学品の輸出規制の内容も昨年12月末の改正において反映されている。

（CISTEC 解説）中国による両用品目・技術輸出入許可証管理リスト（2026年度版）の発表（2026.1.8）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260108.pdf

これらの品目を中国から米国、メキシコ及びカナダに輸出する場合には、許可申請をしなければならない。

1. 1-tert-ブトキシカルボニル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸メチルエステル
(HSコード：2933399079)
2. 1-tert-ブトキシカルボニル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸エチルエステル
(HSコード：2933399079)
3. 4-ヒドロキシピペリジン及びそのカルバメート誘導体、アミド誘導体、スルホン酸誘導体、又はこれらを組み合わせて得られる誘導体 (HSコード：2933399079)

② 違法流出による関連物質が麻薬製造に使用されることを防止するための警告

本警告に関して、通知元の国家禁毒委員会弁公室は、「世界的に合成麻薬問題が蔓延し続けており、その危害は深刻化している中、国際的な犯罪組織は取締りを逃れるため、麻薬の製造プロセスを更新し、非規制化学品を麻薬製造に使用している」とした上で、こういった状況に鑑み、昨年11月に発表した、上述の「麻薬製造用物品と非管理対象の麻薬製造可能化学品及び設備の流出防止に関する国家禁毒委員会弁公室の通告」に連動して、**最近、以下の8種類¹⁰の化学品が麻薬製造に使用されるリスクがある**ことから、関連企業及び個人に対して、昨年11月の通告を含む2019年以降に公布した警告を遵守するよう注意喚起している。

1. β -ブロモエチルベンゼン、英文名(2-Bromoethyl)benzene、
(CAS番号103-63-9、HSコード2903999090)
2. 2-クロロエチルベンゼン、英文名(2-Chloroethyl)benzene、
(CAS番号622-24-2、HSコード2903999090)
3. プロピオニルクロリド、英文名Propionyl chloride、
(CAS番号79-03-8、HSコード2915900016)
4. ベンズアルデヒド、英文名Benzaldehyde、
(CAS番号100-52-7、HSコード2912210000)
5. 塩化ベンジル、英文名Benzyl chloride、
(CAS番号100-44-7、HSコード2903999090)
6. メチルアミン、英文名Methylamine、

¹⁰ 8種類の品目のうち、「3. プロピオニルクロリド (2915900016)」及び「6.メチルアミン (2921110040)」については、輸出管理法、両用品目輸出管理条例等に基づく、(両用品目・技術輸出入許可証管理リストのうち)両用品目・技術**輸出許可証**管理リスト中の「三、易制毒化学品(有毒化学品前駆物質)(三)」に掲載されており、これらの品目をミャンマー、ラオス、アフガニスタンに輸出する場合、輸出管理法、両用品目輸出管理条例等に基づき、輸出許可申請が必要となる。

(CAS 番号 74-89-5 (メチルアミン)、CAS 番号 593-51-1 (メチルアミン塩酸塩)、HS コード 2921110040 (メチルアミン)、2921110030 (メチルアミン塩酸塩))

7. ベンジルアルコール、英文名 Benzyl alcohol、
(CAS 番号 100-51-6、HS コード 2906210000)
8. N-メチルホルムアミド、英文名 N-Methylformamide、
(CAS 番号 123-39-7、HS コード 2924199090)

3. 両用品目・技術輸出許可証管理リストとの関係

特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定に基づく措置内容については、「両用品目・技術輸出許可証管理リスト」の「三、易制毒化学品（有毒化学品前駆物質）（二）」に掲載されており（上記 2. 注釈 9.）、今般の 3 種類の化学品についても、次回リスト改正（通常 12 月末）により、反映されるものと思われる。

さらに、「麻薬製造用物品と非管理対象の麻薬製造可能化学品及び設備の流出防止に関する国家禁毒委員会弁公室の通告」における 8 種類の化学品については、その一部が同リストの「三、易制毒化学品（有毒化学品前駆物質）（三）」に掲載されているが、その他の品目についても、同通告において、取引先の厳格な審査等が求められていることを踏まえれば、今後の動向次第では特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定に基づき管理対象品目に指定される可能性も考えられる。

以上

《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録》《特定国家（地区）目録》の調整に関する
商務部等 5 部門の公告¹¹

【発布団体】 安全管理局（産業安全・輸出入管理局）

【発布文書番号】 商務部公告 2026 年第 6 号

【発布期日】 2026 年 5 月 22 日

易制毒化学品（precursor chemicals¹²）¹³の輸出管理業務をより一層しっかり行うため、《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定》¹⁴に基づいて、商務部・公安部・応急管理部・海関（税関）総署および国家薬品监督管理局は《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録》《特定国家（地区）目録》に対して調整を行い、新たに 1-tert-ブトキシカルボニル-4-オキソ-3-ピペリジンカルボン酸メチルエステル等 3 品種を付属文書 1 の第一部分に追加する。

今ここに調整後の《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録》および《特定国家（地域）目録》を今ここに公布する。本公告公布の日より、米国・メキシコ・カナダ向けに付属文書 1 第一部分に掲げる化学品を輸出する場合、ミャンマー、ラオス、アフガニスタンに付属文書 1 第二部分に掲げる化学品を輸出する場合、《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定》に基づいて許可を申請しなければならず、その他の国家（地域）向けの輸出には許可を申請する必要はない。

¹¹ 「商务部等 5 部门关于调整《向特定国家（地区）出口易制毒化学品管理目录》的公告」（中華人民共和國商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 5 月 22 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_fd260389389f47adba5bfb1eb6b824d.html

¹² （訳者注）「什么是易制毒化学品？跟着警察叔叔一起来认识」（微信・港口警方 2024 年 4 月 26 日）

https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzI2MzczODgzNA==&mid=2247533420&idx=1&sn=f075684995f4cb62cf3b1737278d1848&poc_token=HMK6EmmjuMEml_R0ADXIi3E_gI4vKQazSFZyxUgQ

¹³ 「易制毒化学品（precursor chemicals）」について、《易制毒化学品管理条例》（2018 年 9 月 18 日第三次修訂）第三条第二項に「易制毒化学品は三種類に分けられる。第一類は麻薬を製造するのに使用できる主要原料、第二類、第三類は麻薬製造に使用することのできる化学添加剤を指す」とある。参考「易制毒化学品管理条例」（中国政府網・國務院公報増刊 2019 年 1 月）https://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5468883.htm

¹⁴ （訳者注）現行の《特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出暫行管理規定》は 2015 年 10 月 28 日付の修訂版とみられる。参考「向特定国家（地区）出口易制毒化学品暂行管理规定」（中国政府網・商務部規章）

https://www.gov.cn/zhengce/2005-08/11/content_5712478.htm；「商务部令 2015 年第 2 号 关于修改部分规章和规范性文件的规定」（中華人民共和國商務部サイト政府信息公開 2015 年 10 月 28 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zfxgk/gkml/art/2021/art_f8c714c7bd594e1e828933b6b48d6e8d.html

付属文書：1. 特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録.pdf
 2. 特定国家（地域）目録.pdf

商務部
 公安部
 応急管理部
 海関総署
 国家薬品监督管理局
 2026年5月22日

付属文書 1

第一部分
 特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録
 （アメリカ・メキシコ・カナダ）

番号	商品名	海関商品番号（HSコード）
1	1-エトキシカルボニル-4-ピペリドン	2933399075
2	1-カルボベンゾキシ-4-ピペリドン	2933399075
3	1,4-ジオキサ-8-アザスピロ[4.5]デカン塩酸塩	2934999015
4	1-アセチル-4-ピペリドン	2933399075
5	1-tert-ブトキシカルボニル-4-オキシ-3-ピペリジン ンカルボン酸メチルエステル	2933399079
6	1-tert-ブトキシカルボニル-4-オキシ-3-ピペリジン ンカルボン酸エチルエステル	2933399079
7	1-tert-ブトキシカルボニル-4-(4-フルオロフェニル アミノ)ピペリジン	2933399076
8	1-tert-ブトキシカルボニル-4-(3-フルオロフェニル アミノ)ピペリジン	2933399076
9	1-tert-ブトキシカルボニル-4-(2-クロロフェニル アミノ)ピペリジン	2933399076
10	4-(4-フルオロフェニル)ピペリジン	2933399077
11	1-エトキシカルボニル-4-(N-フェニルアミノ)ピ ペリジン	2933399077
12	1-エトキシカルボニル-4-(4-フルオロフェニルア ミノ)ピペリジン	2933399077

13	N-tert-ブトキシカルボニル-4-ヒドロキシピリジン	2933399077
14	4-(N-フェニルアミノ)ピペリジンのアミド類誘導体、カルバメート類誘導体、ハロゲン化誘導体または以上の誘導方式を組み合わせた誘導体	2933399078
15	4-ピペリドンのケタール類誘導体、アミド類誘導体、カルバメート類誘導体または以上の誘導方式を組み合わせた誘導体	2933399078
16	4-ヒドロキシピペリジンおよびそのカルバメート誘導体、アミド誘導体、スルホン酸誘導体、またはこれらを組み合わせて得られる誘導体	2933399079

付注：以上の化学品は商品名に準じるものとし、海関商品番号（HS コード）はただ通関申告の参考までに供するものである。

第二部分

特定国家（地域）向け易制毒化学品輸出管理目録

（ミャンマー・ラオス・アフガニスタン）

番号	商品名	海関商品番号（HS コード）
1	塩化アンモニウム	2827101000
		2827109000
2	硫酸バリウム	2833270000
3	塩化パラジウム	2843900010
4	酢酸ナトリウム	2915291000
5	エタノール	2207100000
		2207200010
		2207200090
6	水酸化ナトリウム	2815110000
		2815120000
7	炭酸ナトリウム（炭酸ソーダ）	2836200000
8	炭酸水素ナトリウム（重曹）	2836300000
9	活性炭	3802101000
		3802109000
10	酢酸	2915211100
		2915211900
		2915219010

		2915219020 2915219090
11	酢酸エチル	2915310000
12	イソプロピルアルコール	2905122000
13	ヨウ素	2801200000
14	ヨウ化水素酸	2811199010
15	赤燐	2804709010
16	トリクロロアセトアルデヒド	2913000010
17	ジヒドロサフロール	2932999080
18	臭化水素酸	2811199030
19	ベンゼン	2902200000
20	プロピオニルクロリド	2915900016
21	ジベンゾイル酒石酸	2918130010
22	水素化ホウ素カリウム	2850009020
23	メチルアミン	2921110040
24	シクロペンテン	2902199013
25	2-クロロベンゾイルクロリド	2916399021
26	ジクロロメタン	2903120001 2903120090
27	ジクロロエタン	2903150000
28	オキシドール	2847000000
29	臭化ナトリウム	2827510010
30	2-クロロベンゾニトリル	2926909083
31	クロロシクロペンタン	2903890041
32	安息香酸エチル	2916310010
33	シクロヘキサン	2902110000
34	三塩化アルミニウム	2827320000
35	キシレン	2902410000 2902420000 2902430000 2902440000
36	水素化ホウ素ナトリウム	2850009020
37	酒石酸	2918120000
38	ブromoシクロペンタン	2903890041
39	マグネシウム（そのうち軍民両用品目に属す場合、輸出規制管理に組み込む）	8104110000 8104300010

		8104300090
		8104901010
40	ブロモ-o-ケトン (1-ブロモシクロペンチル-o-クロロフェニルケトン)	2914790018
41	塩化チオニル (亜硫酸酸塩化物)	2812170000

付注：以上の化学品は商品名に準じるものとし、海関商品番号（HSコード）はただ通関申告の参考までに供するものである。

付属文書 2

特定国家（地域）目録

1. ミャンマー
2. ラオス
3. アフガニスタン
4. アメリカ
5. メキシコ
6. カナダ

国家禁毒委员会办公室が通告を發布
8種の化学品が麻薬製造に流用されるリスクを防止¹⁵

β -プロモエチルベンゼン等8種の化学品が麻薬製造に流用されるリスクを防止するため、国家禁毒委员会は5月22日に《8種の化学品が違法ルートに流出し麻薬製造に使用されるのを防ぐための国家禁毒委员会の警告通知》を公布した。

《通告》は8種の化学品のCAS番号と税関商品番号を明確にし、関連企業および個人が8種の化学品の経営活動に従事する際、国家禁毒委员会办公室が2019年8月¹⁶、2023年11月¹⁷、2025年11月¹⁸に發布した警告通知の要求を厳格に守り、法的意識を強化し、関連する経営と輸出貿易活動を行う際に国内外の法律法規を遵守するよう注意喚起している。

国家禁毒委员会办公室通告

最近、世界で合成麻薬問題が蔓延し続けており、その危害は日増しに深刻化している。国際的な犯罪組織は取り締まりを逃れるため、麻薬の製造プロセスを更新し、非規制化学品を調達して麻薬製造に使用しており、国際的な麻薬取締分野の際立った課題となっている。これに鑑み、国家禁毒委员会办公室は2025年11月10日に《麻薬製造用物品と非管理対象の麻薬製造可能化学品および設備の流出防止に関する国家禁毒委员会办公室の通告》を公布し¹⁹、関連する企業および個人に法的意識を強化し、関連する経営および輸出貿易活動を行う際に国内外の法律法規を厳格に守り、法的リスクを予防するよう注意喚起した。

¹⁵ 「国家禁毒委员会办公室发布通告防范八种化学品流失用于制毒风险」（中華人民共和国公安部サイト警務信息・公安要聞 2026年5月22日）<https://www.mps.gov.cn/n2253534/n2253535/c10476465/content.html>

¹⁶ 「关于防范非药用类麻醉药品和精神药品及制毒物品违法犯罪的通告」（中華人民共和国公安部サイト政策文件 2019年8月2日）<https://www.mps.gov.cn/n6557558/c6635595/content.html>

¹⁷ 「国家禁毒委员会办公室通告」（中華人民共和国应急管理部サイト政府信息公开 2023年11月17日）https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdgknr/202311/t20231117_468930.shtml

¹⁸ 「国家禁毒委员会办公室发布通告 提醒相关企业和个人防范制毒物品和非列管可制毒化学品及设备流失」（中華人民共和国商務部サイト産業安全与進出口管制局 2025年11月10日）https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zhxx/art/2025/art_afdd93f9c0d342b7a1ef47cd83c5bff4.html

¹⁹ 「国家禁毒委员会办公室发布通告 提醒相关企业和个人防范制毒物品和非列管可制毒化学品及设备流失」（中華人民共和国商務部サイト産業安全与進出口管制局 2025年11月10日）https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zhxx/art/2025/art_afdd93f9c0d342b7a1ef47cd83c5bff4.html

最近、国家禁毒委員会弁公室は業務の中で、以下の8種の化学品が麻薬製造に使用されるリスクが存在し、違法ルートに流出するのを防ぐよう警告する必要があると判断した：

1、β-ブロモエチルベンゼン、英文名(2-Bromoethyl)benzene、CAS番号103-63-9、税関商品番号2903999090。

2、2-クロロエチルベンゼン、英文名(2-Chloroethyl)benzene、CAS番号622-24-2、税関商品番号2903999090。

3、プロピオニルクロリド、英文名 Propionyl chloride、CAS番号79-03-8、税関商品番号2915900016。

4、ベンズアルデヒド、英文名 Benzaldehyde、CAS番号100-52-7、税関商品番号2912210000。

5、塩化ベンジル、英文名 Benzyl chloride、CAS番号100-44-7、税関商品番号2903999090。

6、メチルアミン、英文名 Methylamine、CAS番号74-89-5（メチルアミン）、CAS番号593-51-1（メチルアミン塩酸塩）、税関商品番号2921110040（メチルアミン）、2921110030（メチルアミン塩酸塩）

7、ベンジルアルコール、英文名 Benzyl alcohol、CAS番号100-51-6、税関商品番号2906210000。

8、N-メチルホルムアミド、英文名 N-Methylformamide、CAS番号123-39-7、税関商品番号2924199090。

特にここに公告する。